

高野原集会所駐車場使用規定

- 第1条 駐車場の使用に当たって、来客、自宅の塗装等の事由により1日未満の駐車については、町内会会員は自由に使用できることとする。
- 第2条 1日を越える使用については、近隣の火災など不測の事態がある可能性もあるため、高野原集会所の駐車場管理者へ「住所、氏名、連絡先、使用期間等」を連絡の上、町内会会員は自由に使用できることとする。
- 第3条 1ヶ月を越えて使用する場合には、高野原集会所の駐車場管理者へ「住所、氏名、連絡先、使用期間等」を連絡の上、1ヶ月につき、自動車1台当たり、1,000円の駐車場維持管理負担金を支払い、自由に使用できるものとする。
(トラックなど大型車は2,000円とする。)
駐車場管理者が駐車許可証を発行します。
- 第4条 上記の駐車場の使用に当たっては、町内会として一切責任を負わず、駐車場内の事故等については使用者の自己責任となることを承諾した者のみ、使用できるものとする。
使用した時点で承諾したものとみなすものとする。
- 第5条 ハウスメーカー等の事業者については、集会所の利用に支障をきたさないと認められた場合には、1カ月当たり何台駐車させても1万円で使用できるものとする。
- 第6条 車庫証明等は出さないものとする。

駐車場使用申込書

提出先 氏名 _____ 連絡先 _____

高野原集会所駐車場使用規定を承諾の上、駐車場の使用を申し込みます。

申込年月日 平成____年____月____日

住所 仙台市青葉区高野原____丁目____番____号

氏名 _____

連絡先 電話番号 _____

車番 _____

使用期間 平成____年____月____日から平成____年____月____日